

コリント人への手紙第一 9 章 1-12 節「福音の妨げにならないように」

小池 宏明 牧師

9 章では、8 章で取り上げた偶像の神々など存在しないという知識を振りかざして弱い良心を持つ兄弟姉妹につまずかせるような権利を主張するクリスチャンたちに向けて続けて語っている。これは、パウロ自身が自らの使徒としての権利を主張することで、権利を振りかざすクリスチャンたちに悔い改めを迫るためでもあった。

*パウロの使徒としての権利

パウロは、使徒としての自分の権利について明らかにしている。4-6 節「私たちに食べたり飲んだりする権利がないのですか。私たちには、ほかの使徒たち、主の兄弟たちや、ケファのように、信者である妻を連れて歩く権利がないのですか。あるいは、私とバルナバだけには、生活のために働かなくてもよいという権利がないのですか。」パウロは、福音宣教の働きを担う使徒として、諸教会から生活の支えを得る権利があることを、主張している。コリント教会の信徒の中には、自分たちの権利や自由ばかりを主張し、パウロを使徒として認めず、その宣教の働きを支えていなかったようである。

*福音宣教の妨げにならないように忍耐するパウロ

それでも、パウロは、使徒としての当然の権利を求めなかった。その理由は 12 節で、パウロがキリストの福音に対して妨げにならないようにするためだ、と述べている。12 節「ほかの人々があなたがたに対する権利にあずかっているのなら、私たちは、なおさらそうではありませんか。それなのに、私たちはこの権利を用いませんでした。むしろ、キリストの福音に対し何の妨げにもならないように、すべてのことを耐え忍んでいます。」福音とは、救い主イエス・キリストが私たちの罪のために十字架上で犠牲になり、私たちの罪咎を帳消しにして下さった、という一方的な恵みのことである。このキリストの福音が妨げられる時、教会内でも愛と赦しが乏しくなっていくのだ。兄弟姉妹の間で和解できなくなっていく。

現代の地上の教会においても、問題が生じることがあるだろう。多くの場合は、福音とは全く別の枝葉のことで対立が起きてしまう。私たちの教会では、キリストの福音が、どんな時であっても妨げられることがないように、すべての世代に証しされていくことを願う。私たちが、和解の福音を生きる見本なのだ。もう一度、イエス様が語っておられるように「全身全霊で主なる神様を愛して、隣り人を自分のように愛する」という御ことばの勧めを心に留めて再出発したい。